

〔運営規定〕 居宅介護支援

（事業の目的）

第1条 株式会社エフ&エフが運営するさくらケアサービス居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1） 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- （2） 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （3） 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- （4） 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 さくらケアサービス居宅介護支援事業所
- （2） 所在地 千葉県鴨川市滑谷46番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員) 1名(介護支援専門員と兼務)

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員 4名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

- (2) 事務員 1名(常勤職員)

(営業日、営業時間帯等)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類は「居宅サービス計画ガイドライン」方式とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は状況に応じ、介護支援専門員が指定した場所。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問は最低月に1回モニタリングを行う。
- (5) モニタリング結果の記録は最低1ヵ月に1回。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施区域を越えてから、概ね片道 1 kmごとに30円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記銘押印)をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鴨川市、鋸南町、勝浦市、君津市、とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情対応・ハラスメント防止)

第9条 事業所は、提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当概指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定きょたく介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当概指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2） 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3） その他虐待防止のために必要な措置を適切に実施するための担当者を置く
- （4） 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

2 事業所は、サービス提供中に、当概事業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

（身体拘束）

第11条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。止むを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症及び衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用に当たっては採用時研修を実施する。
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回以上
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回以上
- (4) 認知症ケアに関する研修 年2回以上
- (5) 介護予防に関する研修 年1回以上
- (6) 感染症に関する研修 年2回以上

2 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこととする。

3 事業所は、して居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結から最低5年間は保存するものとする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当該法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成19年4月1日から実行する。

この規定は、平成21年5月1日から実行する

この規定は、平成23年5月1日から実行する

この規定は、平成24年4月1日から実行する

この規定は、平成26年10月1日から実行する

この規定は、平成30年1月1日から実行する

この規定は、令和6年4月1日から実行する